

平成 19 年度 一般廃棄物（ごみ）  
処理実施計画

平成 19 年 3 月

いわき市

# 目 次

## 第1節 基本事項

1	計画の目的	1
2	計画期間	1
3	計画区域	1
4	廃棄物の区分と種類	1
5	ごみの処理主体	1

## 第2節 ごみ処理実施計画

1	ごみ減量・資源化の目標	2
2	排出抑制・再資源化計画	2
3	収集・運搬計画	5
4	中間処理計画	1 2
5	最終処分計画	1 2

# 第1章 ごみ処理実施計画

## 第1節 基本事項

### 1 計画の目的

本計画は、循環都市「いわき」の実現を目指す「いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の目標を達成するため、平成19年度のごみ処理を実施するにあたり、ごみの発生と排出の抑制、リサイクルの推進、適正処理体制の確保を基本とした施策の展開を図るための必要な計画を定めるものである。

### 2 計画期間

本計画の期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

### 3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

### 4 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と多量排出事業者を除く事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とする。

ただし、本計画で別途定める「排出を禁止するごみ」「適正な処理が困難なごみ」は除くものとする。

### 5 ごみの処理主体

種類	収集・運搬	中間処理		最終処分
		主体	処理方法	
燃えるごみ	市（委託）、排出者又は許可業者	市（直営）	焼却（飛灰は資源化）	埋立て
燃えないごみ	市（委託）、排出者又は許可業者	—	—	埋立て
リサイクルするプラスチック	市（委託）、排出者又は許可業者	市（直営）	資源化	残渣埋立て
かん類・ペットボトル	市（委託）、排出者又は許可業者	市（直営）	資源化	残渣埋立て
びん類	市（委託）、排出者又は許可業者	市（直営）	資源化	残渣埋立て
小型電器製品・金属類	市（委託）、排出者又は許可業者	市（直営）	資源化	残渣埋立て
大型ごみ	市（委託）、排出者又は許可業者	市（直営）	破碎、焼却	埋立て
廃乾電池	市（委託）	業者委託	委託処理により資源化	—
犬、猫等の死体	市（委託）又は排出者	市（直営）	焼却	埋立て

## 第2節 ごみ処理実施計画

### 1 ごみ減量・資源化の目標

#### (1) ごみの処理計画量及び計画目標

(単位：トン)

種 別		平成 18 年度見込み量	平成 19 年度計画量	平成 22 年度目標量
燃えるごみ	収集ごみ	76,848	77,907	69,230
	直接搬入	56,535	52,539	36,116
燃えないごみ	収集ごみ	4,400	3,342	2,907
	直接搬入	2,442	2,442	3,007
資源ごみ	収集ごみ	9,192	9,192	9,962
	直接搬入	966	966	1,191
合 計		150,383	146,388	122,413

#### (2) 目 標

##### ア 減量化目標

平成 22 年度の減量化目標値として、1 人 1 日あたりのごみ排出量目標を 950g とする。

【参考】平成 17 年度実績：1,174g

##### イ 資源化目標

平成 22 年度の資源化目標値として、リサイクル率を 24% とする。

【参考】平成 17 年度実績：15.6%

### 2 排出抑制・再資源化計画

#### (1) ごみ減量対策事業

項 目	内 容
家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付制度	容器購入助成 購入価格の 1/2 で 3 千円を限度（平成 5 年 7 月 1 日制度導入） ※電気式処理機の場合 購入価格の 1/2 で 1 万 5 千円を限度（平成 10 年 7 月 1 日制度導入）
いわき市廃棄物減量等推進審議会	平成 5 年 9 月 1 日設置 委員数 20 人以内、任期 2 年

(2) 資源化促進事業

項 目	内 容
紙類分別回収事業	<p>いわき市古紙回収事業協同組合が、市の計画に基づき、分類された古紙類を回収し行政区ごとに買い取り、古紙の資源化を促進する。</p> <p>【平成元年度から実施】</p>
資源化施設の整備	<p>○山田粗大ごみ処理施設            所 在 地：いわき市山田町家ノ前31            業務開始：平成元年4月1日            処理能力：10 t／日（5h）            回収品目：磁性物、アルミ</p> <p>○リサイクルプラザ クリンピーの家            所 在 地：いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24-1            業務開始：平成9年7月1日            処理能力：50 t／日（5h）            回収品目：アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、カレット            業務開始：平成14年7月1日            処理能力：20 t／日（5h）            回収品目：プラスチック製容器包装</p>

(3) ごみ減量・資源化促進の取り組み

項 目	内 容
リサイクル可能な事業系古紙の清掃センター搬入規制及びリサイクルルートへの誘導	<p>事業系ごみの減量化の一手法かつ、資源化促進の一環としての取り組み</p> <p>【平成18年10月～】            ①新聞紙、②雑誌類、③段ボール、④紙パック、⑤紙箱・紙袋・包装紙</p> <p>【平成19年4月～】            上記に加え、⑥機密書類、⑦シュレッダー紙 の規制開始。</p>
木くずの木質チップ化処理施設への誘導	<p>事業系ごみの減量化の一手法かつ、資源化促進の一環としての取り組み</p> <p>【平成18年10月～】            排出者等に対して木くずの資源化の利点を説明し、自主的な木くずの資源化を誘導する。</p>

(4) 各種啓発事業

～ 市民・事業者意識の向上に向けた事業の実施 ～

項 目	内 容
市役所出前講座	<p>市民との直接対話によりごみ処理の現状やリサイクルの必要性について説明し、市民の理解と協力を呼びかけるとともに、意見を施策に反映させることを目的に開催する。</p> <p>平成19年度から「家庭ごみの分別の仕方やごみの出し方」のルールの説明についての、講座を新設し、日常生活での疑問に答えるとともに、分別意識、排出抑制の意識の向上を図ることを目的に開催する。</p>
啓発冊子の作成・配布	<p>本市のごみ処理の現状、ごみの減量化とリサイクルの推進などを内容とした啓発冊子「いわきのごみ事情」等を作成し、各種啓発事業で活用する。</p>
副読本の作成・配布	<p>学童期からのごみの減量化やリサイクルに対する意識付けを図るため、小学4年生向け副読本「ごみのおはなし」を作成・配布し、学校や家庭において活用いただく。</p>
啓発ビデオの貸出	<p>本市のごみ処理の現状や、ごみ減量・リサイクルの必要性について映像にまとめて製作。市内の小・中学校に配布しているほか、本庁・支所窓口で貸し出している。</p>
各種イベントでの啓発	<p>「いわき産業祭」や「みんなの消費生活展」などのイベントにブース出展し、ごみ減量とリサイクルの推進についての理解と協力を求め、市民意識の向上を図る。</p>
いわき市リサイクルプラザ クリンピーの家における啓発	<p>資源ごみの選別・圧縮等の中間処理を行うとともに、家庭で不用となった家具・自転車の修理再生やリサイクル体験講座の実施など、実際の学習・体験を通じた啓発事業を実施する。</p>
親子ごみ処理施設見学会の実施	<p>ごみ処理の流れやリサイクルの現状について、ごみ処理施設やリサイクル工場、リサイクルプラザ等における見学・体験学習を通じて、市民意識の向上を図る。</p>
事業系一般廃棄物の減量に関する指導	<p>事業用大規模建築物の所有者等に対し、減量計画書の作成・提出を求め、事業系一般廃棄物の排出抑制・再利用について指導・助言を行うことにより、減量化・再資源化を推進する。</p>
事業者向け啓発冊子の作成	<p>事業所における正しいごみ処理の方法や減量化の方策、それぞれの立場で取り組むべき事項等について意識の向上を図る。</p>

### 3 収集・運搬計画

#### (1) 市が収集するごみ

##### ア 家庭系ごみ

項目	廃棄物の具体例	排出方法	収集方法	処分方法
燃えるごみ	家庭の日常生活に伴って生じた生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、皮革類（合成も含む）、ゴム製品、リサイクルできないプラスチック類、サンダル、靴、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）等。	① 市の規格袋に収納し、市長が承認したごみ集積所に排出する。 ② 排出は、収集日当日の朝とし、午前8時30分までとする。	別に定める収集区域毎に、収集日を定めて収集する。 収集回数は、週2回とする。	北部又は南部清掃センターに搬入された後、焼却する。燃え殻は埋立処分し、飛灰は資源化する。
燃えないごみ	家庭の日常生活に伴って生じた化粧用空きびん、ガラス、陶器、せともの、電球、ホットカーペット、鏡等。	① 「燃えるごみ」と同じ ② 「燃えるごみ」と同じ ③ 割れたガラスなどの危険物は、紙等に包み、「危険」と表示すること。	収集回数は、4週に1回とする。	クリンピーの森又はクリンピーの丘に搬入された後、埋立処分する。
資源ごみ	が瓶・ペットボトル	① 「燃えるごみ」と同じ ② 「燃えるごみ」と同じ ③ かん類・ペットボトルは、キャップをはずし、中を水ですすいだから、スプレー式空きかんは、使いきってから、かん類とペットボトルと一緒に市の規格袋に収納し、排出する。	収集回数は、2週に1回とする。	リサイクルプラザクリンピーの家において選別し、資源として回収する。 残渣で焼却可能な物は、南部清掃センターで焼却し焼却不可能な物はクリンピーの森に埋立処分する。
	びん類	① 「燃えるごみ」と同じ ② 「燃えるごみ」と同じ ③ キャップをはずし、中を水ですすいで、市の規格袋に収納し、排出する。		
	リサイクルプラスチック	① 「燃えるごみ」と同じ ② 「燃えるごみ」と同じ ③ 食品残渣等の異物を水で洗い落とすか、紙等で拭き取る等した後、排出する。	収集回数は、週に1回とする。	
	小型電器製品・金属類	① 「燃えるごみ」と同じ ② 「燃えるごみ」と同じ	収集回数は、4週に1回とする。	山田粗大ごみ処理施設において破碎・選別し資源を回収する。 残渣は、クリンピーの丘に埋立処分する。

項目	廃棄物の具体例	排出方法	収集方法	処分方法
大型ごみ	家庭の日常生活に伴って生じたタンス、自転車、机、椅子、ソファ等で、長さが60cm以上180cm未満又は重さが10kg以上50kg未満のもの、及び、市が指定した品目（ファンヒーター、グリル付ガステーブル、電子レンジ、チャイルドシート）。ただし、スプリング入りマットレスについては、長さ210cm以下のもの。	①大型ごみ受付センターに申込み、条例で定める大型ごみの品目に係る手数料の額に応じた枚数の「大型ごみ収集処理手数料納付券」を購入、氏名を記入し、当該大型ごみに貼付のうえ排出。 ②「燃えるごみ」と同じ	別に定める収集区域ごとに、収集日を定めて収集する。  収集回数は、祝日を除く、毎週月曜日から金曜日の週5日とする。	焼却可能な物は清掃センターで焼却し、焼却不可能な物は、市が収集する家庭ごみの小型電器製品・金属類(3-(1)-ア)に同じ。
廃乾電池	家庭の日常生活に伴って生じた使用済みの筒型乾電池（ボタン型、充電式は除く）	①中身の見える袋に入れて、市長が承認したごみ集積所に排出する。 ②「燃えるごみ」と同じ	収集回数は、年2回とする。	八日十日埋立処分地及び山田粗大ごみ処理施設で一時保管後、専門業者に処理委託する。
犬・猫等の死体	犬・猫等の死体。	①収集担当窓口へ直接申込み、指定された場所に排出 ②排出は指定された日時とする。	申込みごとに、随時収集日時を定めて収集する。	「燃えるごみ」と同じ。

※ 集積所に排出できる基準は、大型ごみを除き、長さが60cm未満で重さが10kg未満のもの。

#### イ 事業系ごみ

項目	廃棄物の具体例	排出方法	収集方法	処分方法
燃えるごみ	事務所・商店等から生じた紙くず（資源化できる古紙類を除く）、梱包に使った木くず、茶がら等の雑ごみ。飲食店・食堂から排出される残飯・野菜くず。卸小売業から排出される野菜くず・魚介類等。	①条例で定める額の事業者専用袋を購入して、ごみを収納し、記名の上、市長が承認したごみ集積所に排出することができる。 ②排出は、収集日当日の朝とし、午前8時30分までとする。	別に定める収集区域ごとに、収集日を定めて収集する。  収集回数は、週2回とする。	北部又は南部清掃センターに搬入された後、焼却する。燃え殻は埋立処分し、飛灰は資源化する。
燃えないごみ	事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じたびんのふた等。	③かん類・ペットボトルは、キャップをはずし、中を水ですすいでから、かん類とペットボトルを一緒の袋に収納する。	収集回数は、4週に1回とする。	クリンピーの森又はクリンピーの丘に搬入された後、埋立処分する。
資源ごみ	加減・ペットボトル	事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた、飲料用空きかん・ペットボトル。	収集回数は、2週に1回とする。	リサイクルプラザクリンピーの家において選別し、資源として回収する。 残渣で焼却可能な物は、南部清掃センターで焼却し、焼却不可能な物は、クリンピーの森に埋立処分する。
	びん類	事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた、飲料用空きびん。	収集回数は、週に1回とする。	
	リサイクルプラスチック	事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた、プラスチック製容器包装。	収集回数は、週に1回とする。	
小型電器製品・金属類				

項目	廃棄物の具体例	排出方法	収集方法	処分方法
大型ごみ / 廃乾電池				
犬・猫等の死体	犬・猫等の死体。	①収集担当窓口へ直接申込み、指定された場所に排出する。 ②排出は、指定された日時とする。	申込みごとに、随時収集日時を定めて収集する。	「燃えるごみ」と同じ

※ 集積所に排出できる基準は、長さが60cm未満で重さが10kg未満のもの。

## (2) 自己搬入するごみ

### ア 家庭系ごみ

項目	廃棄物の具体例	搬入方法	処分方法
燃えるごみ	家庭の日常生活に伴って生じる燃えるごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出るごみ。(引っ越し時のごみ、庭木の伐採に伴うごみ等)	排出者自らが、直接北部又は南部清掃センターに搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ。
燃えないごみ	家庭の日常生活に伴って生じる燃えないごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出るごみ。(引っ越し時のごみ等)	排出者自らが、直接クリンピーの丘又はクリンピーの森に搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。	
資源ごみ	がれ・ペットボトル	排出者自らが、直接リサイクルプラザクリンピーの家に搬入する。	
	びん類	家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出るびん類。	
	リサイクルプラスチック	家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出るプラスチック製容器包装。	
	小型電器製品・金属類	家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出る小型電器製品・金属類。	排出者自らが、直接山田粗大ごみ処理施設に搬入する。
大型ごみ	家庭の日常生活に伴って生じる大型ごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出るごみ。	燃えるごみと燃えないごみに分けてから、燃えるごみは北部又は南部清掃センター(破砕機へ投入する)へ、燃えないごみは山田粗大ごみ処理施設へそれぞれ直接搬入し、条例で定められた手数料を納入する。	
廃乾電池			
犬・猫等の死体	犬・猫等の死体。	搬出者自らが、直接北部又は南部清掃センターに搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。	

イ 事業系ごみ

項目	廃棄物の具体例	搬入方法	処分方法
燃えるごみ	事務所・商店等から生じた燃えるごみで、市が処分するごみのうち、多量に出るごみ。 (資源化できる古紙類を除く)	排出者自ら直接北部または南部清掃センターに搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する事業系ごみに同じ。
燃えないごみ	事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた燃えないごみで、多量に出るごみ。	排出者自ら直接クリーンピーの丘又はクリーンピーの森に搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。	
資源ごみ	が類・ペットボトル	排出者自ら直接リサイクルプラザクリーンピーの家に搬入する。	
	びん類		
	リサイクルするプラスチック		
	小型電器製品・金属類		
大型ごみ			
廃乾電池			
犬・猫等の死体	犬・猫等の死体。	排出者自ら直接北部又は南部清掃センターに搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する事業系ごみに同じ。

(3) 古紙回収業者(いわき市古紙回収事業協同組合)が回収する古紙類

ア 家庭から排出される古紙類

項目	資源化できる古紙類
具体例	家庭の日常生活に伴って生じるカタログ誌、紙バック、雑誌、書籍、新聞紙、段ボール、チラシ、ボール紙、紙箱、紙袋、包装紙等。(ただし、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙、油紙、ラミネート紙、ビニール・ナイロン・ロウなどがついている紙、紙コップ、商品見本がついている紙、強い臭いのする紙、濡れた紙、腐敗やカビの発生している紙、水に溶けない紙や薬品が塗ってある紙を除く)
排出方法	「新聞紙」「雑誌類」「紙バック」「段ボール」「紙箱・紙袋・包装紙」の5種類に分けて、ひもで束ねて、市長が承認したごみ集積所等に排出する。紙バックは、水洗い後、切り開いて平たくのばして乾燥させてから、束ねて出す。紙箱は平たく畳む。 排出は、回収の日当日の朝とし、午前8時30分までとする。回収日が雨天のときは、翌週の同じ曜日に排出する。翌週も雨天のときは、翌月の回収日に排出する。
回収方法	別に定める回収区域ごとに、回収日を定めて回収する。 回収回数は、月1回とする。
処分方法	紙製品の原料等として、リサイクルされる。

※ 事業所等から排出される、資源化できる古紙類（新聞紙、段ボール、雑誌類、紙パック、紙箱・紙袋・包装紙）は、次の条件を全て満たした場合に限り、集積所への排出を認めることとする。

- 1 住居兼事務所などの小規模事業者であること。
- 2 排出する古紙の量が、集積所の整理整頓を保つことができる、ごく少量であること。
- 3 集積所の管理者の了解を得ていること。

#### (4) 一般廃棄物（ごみ）処理業者に処理依頼するごみ

##### ア 家庭系ごみ

項目	廃棄物の具体例	処分方法	
燃えるごみ	家庭の日常生活に伴って生じる燃えるごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ。（引っ越し時のごみ、庭木の伐採に伴う等）	市で許可している一般廃棄物（ごみ）処理業者に処理（収集運搬）を依頼する。	
燃えないごみ	家庭の日常生活に伴って生じる燃えないごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ。（引っ越し時のごみ等）		
資源ごみ	が類・ペットボトル		家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないが類・ペットボトル。
	びん類		家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないびん類。
	リサイクルするプラスチック		家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないプラスチック製容器包装。
	小型電器製品・金属類		家庭の日常生活に伴って生じる資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できない小型電器製品・金属類。
大型ごみ	家庭の日常生活に伴って生じる大型ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ。		
廃乾電池			
犬・猫等の死体			

##### イ 事業系ごみ

項目	廃棄物の具体例	処分方法	
燃えるごみ	事務所・商店等から生じた燃えるごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ。 <u>（資源化できる古紙類を除く）</u>	市で許可している一般廃棄物（ごみ）処理業者に処理（収集運搬）を依頼する。	
燃えないごみ	事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた燃えないごみで、市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ。		
資源ごみ	が類・ペットボトル		事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないが類・ペットボトル。
	びん類		事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じた資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないびん類。
	リサイクルするプラスチック		事務所・商店等の従業員の飲食や嗜好に伴って生じたプラスチック製容器包装のうち、一時的に多量に出て、自己搬入できない資源ごみ。
	小型電器製品・金属類		

項目	廃棄物の具体例	処分方法
大型ごみ		
廃乾電池		
犬・猫等の死体		

(5) 市で処理できないごみ

ア 特別管理一般廃棄物

廃棄物の具体例	運搬方法	処分方法
<p>一般廃棄物である、廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジから取り出されたPCB使用部品。</p> <p>1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ処理施設のうち焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん。</p> <p>上記のほか、火床面積が0.5㎡以上又は1時間当りの焼却能力が、50kg以上の一般廃棄物の焼却炉より排出されるばいじん、燃え殻又は汚泥及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの。</p> <p>医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物。</p>	<p>特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ運搬する。</p> <p>特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬することができない場合は、市の許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。</p>	<p>特別管理一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。</p>

イ その他 {市で処理(収集・運搬・処分のいずれか)ができないもの}

項目	廃棄物の具体例	処理方法
医療廃棄物	感染性一般廃棄物(医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物。)	専門の処理業者に依頼する。
危険物	ガスボンベ、ガソリン、シンナー、劇薬、農薬(空きかん、空きびんを含む)、廃油等。	
処分困難物	タイヤ(ホイールも含む)、バッテリー、自動車(部品も含む)、バイク、農機具、ボイラー、耐火金庫、ヨット、ボート、小型船舶、草刈り機(動力付き)、ペンキ、ピアノ、エレクトーン、電気温水器、ソーラーシステム、消火器、ドラム缶、浴槽等。	
臨時的に多量に出るごみ	引っ越し、大掃除、庭木の刈り込み等。	自己搬入又は専門の処理業者に依頼する。
事業活動により生じた多量の一般廃棄物	事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の一般廃棄物で、多量のもの。	
収集・運搬困難物	長さ180cm以上又は重さ50kg以上のもの。 ただし、長さ210cm以下のスプリング入りマットレスは除く。	
家電リサイクル法対象品目	エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機	※1
家庭系パソコンリサイクル対象品目	家庭から排出されるパソコン(デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ)	※2
二輪車リサイクル対象品目	二輪車リサイクルシステム対象二輪車	※3

- ※1 a 引き取り義務がある小売業者に依頼する。  
b 家電商工組合加盟店に依頼する。  
c 収集運搬業許可業者に依頼する。  
d 自ら指定引取場所へ運ぶ。
- ※2 a 製造又は輸入販売業者に依頼する。  
b 有限責任中間法人パソコン3R推進センターに依頼する。
- ※3 a 自ら指定引取窓口へ運ぶ。  
b 廃棄二輪車取扱店に依頼する。

(6) 市で処理を行わないもの

項 目	廃棄物の具体例	処理方法
事業活動により生じた資源化できる古紙類	事業所から排出される新聞紙、段ボール、雑誌類、紙バック、紙箱・紙袋・包装紙、機密書類、シュレッダー紙	※1

- ※1 a 古紙専門事業者に依頼する。  
b 古紙専門事業所へ運ぶ。  
c 収集運搬業許可業者に依頼する。

#### 4 中間処理計画

##### (1) 施設の概要

施設名	いわき市北部清掃センター	施設名	いわき市南部清掃センター
所在地	いわき市平上片寄字大平23	所在地	いわき市泉町下川字境ノ町63
供用開始年月日	昭和55年10月1日	供用開始年月日	平成12年4月1日
処理能力	300t/24h(150t×2炉)	処理能力	390t/24h(130t×3炉)

  

施設名	いわき市山田粗大ごみ処理施設	施設名	いわき市リサイクルプラザ クリピーの家
所在地	いわき市山田町家ノ前31	所在地	いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24-1
供用開始年月日	平成元年4月	供用開始年月日	平成9年7月
処理能力	10t/日(5h)	処理能力	・かん類、びん類、 ペットボトル 50t/日(5h) ・その他プラ 20t/日(5h)
処理施設	破砕併用設備 4種類別		

##### (2) 中間処理計画

上記の施設の適正な保守点検・補修を継続し、引き続き施設の効率的な運用を図っていくこととする。

また、平成19年4月から、焼却施設からの飛灰の有効利用を開始するとともに、引き続き中間処理施設での積極的な資源回収やエネルギー利用を図っていくこととする。

#### 5 最終処分計画

##### (1) 最終処分場の概要

施設名	いわき市クリンピーの丘	施設名	いわき市クリンピーの森
所在地	いわき市山田町家ノ前31	所在地	いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24-1
埋立開始	昭和53年6月	埋立開始	平成9年7月
埋立方式	山間地準好気性埋立方式	埋立方式	山間地準好気性埋立方式
有効埋立容量	520,000m <sup>3</sup>	有効埋立容量	600,000m <sup>3</sup>

##### (2) 最終処分計画

平成18年度に定めた「ゼロ・エミッション化方針」をふまえ、平成19年4月からリサイクルできない硬質プラスチックを「燃えないごみ」から「燃えるごみ」への分別変更するとともに、引き続き、ごみ排出抑制指導および中間処理施設におけるさらなる減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ることとする。